

# 令和4年度第1回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会 会議録

議題	(1) 会長・職務代理者（副会長）の選任について (2) 令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）について（諮問）
日時	令和4年6月14日（火） 午後1時30分から午後2時30分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	被保険者代表 鈴木友美、石山れいし、尾上俊彦、高橋里幸 保険医又は保険薬剤師代表 高山慶一郎、町田智幸、遠藤雄一郎 公益代表 石川愼一、望月孝俊、青木照夫、安井真由美 被用者保険等保険者代表 小林雄一 事務局 内藤福祉部長、松尾保険年金課長 給付担当 瀬沼課長補佐、川下課長補佐、梅原課長補佐、小島主査、鈴木主任 保険料担当 水島課長補佐、村山課長補佐、光課長補佐
欠席者氏名	保険医又は保険薬剤師代表 花島邦彦
会議資料	議題（2）資料1 令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について 議題（2）資料2 令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）について 議題（2）資料3 令和4年度保険料率（案）における所得別保険料試算～保険料率算定におけるポイント～ 議題（2）資料4

	国民健康保険料の料率算定に係る基礎資料 議題（２）資料５ 令和４年度茅ヶ崎市国民健康保険料率の算定について 議題（２）参考資料１ 神奈川県内各市の料（税）率 議題（２）参考資料２ 保険料軽減状況資料７ 議題（２）参考資料３ 令和４年度所得段階別世帯の状況 報告事項（１）資料 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（ 保険料の減免） 報告事項（１）参考資料 参考資料(R4)窓口配布用周知用リーフレット 報告事項（２） 高額療養費支給申請の簡素化について 報告事項（２）参考資料 （委員配布用）
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	０名

（会議の概要）

○事務局

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和４年度第１回の茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会となります。

会議に入ります前に、市長より委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。恐縮ですが、お名前をお呼びいたしますので、お受け取りいただくようお願いいたします。

なお、花島委員がご都合によりご欠席いたしますことをご報告いたします。

それでは、お名前をお呼びいたします。

（市長より１名ずつ委嘱状を渡す）

○事務局

続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤市長

改めまして、皆さんこんにちは。足元の悪い中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。今、委嘱状を渡させていただきましたが、市民の健康を守る大事な制度でございます。ぜひ皆様にご議論いただきたいと思っています。それと同時に、いよいよ団塊の世代が75歳を迎えて、これから先行きが大変不透明な部分もございます。皆様のこの制度をどうやって高めていけばいいのか、この辺を議論していただけると大変ありがたいなと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

佐藤市長は他に所用がございますので、ここで退席させていただきます。

(佐藤市長退席)

○事務局

本日は、委員改選後、初めての協議会となりますので、委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。

それでは、お手元の名簿順に、鈴木委員よりお一言ずつお願いいたします。

○鈴木委員

鈴木です。茅ヶ崎で生まれ育って、一時、ほかの市町村に出ていましたけれども、また5～6年前に戻ってきました。少しでも茅ヶ崎で皆様が暮らしやすいように意見を述べていけたらと思っています。よろしく願いいたします。

○石山委員

市内で飲食店を営んでいます石山といいます。私自身もサラリーマン生活が長かったものですから、健康保険については不慣れな部分が多いと思います。今後ともよろしく願いいたします。

○尾上委員

尾上俊彦と申します。私もしばらくサラリーマンをやっていたものですから、国民健康保険の被保険者になるのは1年前からですが、今まで経験したことに基づいて、何か建設的な意見を述べられたらと思います。よろしくお願いします。

○高橋委員

皆さん、こんにちは。高橋と申します。この4月から国民健康保険の加入者ということになりまして、国民健康保険につきましては、どのように料金が決まってくるのか、その辺をしっかりと勉強していきたいなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○高山委員

茅ヶ崎医師会で副会長をしております高山慶一郎と申します。私自身は寒川で開業して8年。その前に、望月さんがいらっしゃる市立病院で15年ばかり常勤で勤務させていただいて、産婦人科が専門なので、産褥分娩等の取り扱いを市立病院でさせていただきました。そういう意味では茅ヶ崎の市立病院、あるいは茅ヶ崎に今もかなり患者さん、いろいろな症状がある方に来ていただいていますので、そういう意味で今後とも国民健康保険についての検討に参加させていただきたいと思っています。

○町田委員

茅ヶ崎医師会理事の町田智幸と申します。萩園で町田胃腸科外科という消化器科のクリニックをやっております。開業医としての立場から何かお役に立てることがあればと思ひまして参加させていただいております。何とぞよろしくお願いいたします。

○遠藤委員

歯科医師会から来させていただきました遠藤と申します。よろしくお願いします。

○石川委員

神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所長、石川と申します。今、記載の役職でこちらのほうに出席させていただいていますが、あわせて、衛生研究所の副所長も兼ねてやらせていただいております。よろしくお願いいたします。

○望月委員

茅ヶ崎市立病院で病院長をやっています望月と申します。市立病院も茅ヶ崎も今年で30年になりました。お役に立てることを頑張らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○青木委員

青木と申します。茅ヶ崎市の民生委員児童委員協議会の副会長をしております。まだど素人なので勉強させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○安井委員

安井と申します。私は、茅ヶ崎市・寒川町地域栄養士にんじんの会ということで、ボランティアで食育活動をさせていただいております。不慣れな者ですが、真摯に務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員

私は、記載のとおり、地方職員共済組合の神奈川県支部の事務長をこの4月から仰せつかりました小林と申します。4月からということで、まだわからない点もあるところですが、できるだけ勉強してお役に立てればと思っております。また、神奈川県の方では職員厚生課長という職にもついておりまして、県職員の健康増進、メンタルヘルスの健康診断といったところを担当しております。よろしくお願いいたします。

○事務局（松尾課長）

ありがとうございました。

次に、事務局の職員を紹介いたします。（事務局職員の紹介）

○事務局

本日は、傍聴希望の方はいらっしゃいません。

会議に入る前に、国民健康保険の概要について簡単にご説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、住所地を基本といたしまして、他の被用者保険に加入していない方が対象となる健康保険制度です。

本市の国民健康保険事業の状況ですが、加入者は、令和4年3月31日現在、4万7,692人、世帯数は3万1,509世帯となります。世帯数における加入割合は、30.03%。被保険者数、世帯数共に、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により減少の割合が鈍化しているものの、75歳に到達した方が後期高齢者医療保険へ移行される数が依然として多く、減少傾向が続いております。

国民健康保険の事業は、医療費の給付、保険料の徴収、保健事業が主なものとなっております。

給付の種類は大きく分けて、病気やケガをしたとき給付される「療養の給付」、出産し

たときに支給される「出産育児一時金」、死亡したときに支給される「葬祭費」、医師の指示により緊急やむを得ず重病人の入院や転院が必要と認めた場合に支給される「移送費」などがあります。

保険料の徴収額は、決算ベースで、令和元年度、52億6,300万円。コロナ禍の影響を受けました令和2年度は48億3,900万円。

保健事業といたしましては、医療費適正化の取り組みとして、特定健康診査事業を実施しております。詳しくは、お配りいたしました冊子「健康いちばん国民健康保険」をご覧ください。

本市の国民健康保険の事業規模は、全体で、令和2年度決算ベースで約210億円、歳出の内訳としては、保険給付に係る費用に約144億円、神奈川県に対し納付する金額が約65億円、その他は事業費や人件費となっております。

事務運営体制は、2担当制で、令和4年4月1日現在、給付担当12人、保険料担当16人の計28名となっております。

国民健康保険の概要は以上です。

本日お集りいただいておりますこの運営協議会は、年3回を開催予定としており、国民健康保険の運営について必要な事項を協議する場として、法により定められ、設置しております。運営協議会では、主な議題のほか、報告事項として、特定健康診査事業の進捗状況や制度改正の状況、本市独自の取り組み事項などにもご意見をいただいております。皆様には3年間、本協議会の場で忌憚のないご意見をいただけるよう、お願い申し上げ、簡単ではございますが、私からの説明を終わらせていただきます。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

#### ○事務局（資料の確認）

#### ○事務局

それでは、会議に入らせていただきます。

茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、「協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とされております。本日の会議につきまして、出席委員は12名で、過半数の出席ですので、会議が成立することをご報告いたします。

なお、会長及び職務代理者が選出されるまでの間、座長を事務局の内藤福祉部長が務めさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

－異議なし－

○事務局

では、部長、お願いいたします。

○座長

それでは、ただいま、ご了承いただきましたので、会長、職務代理者となる副会長が選出されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第をご覧ください。次第の1、議題（1）会長及び職務代理者の選出につきまして、本年度は委員改選時期に当たりますので、選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項におきまして、「公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する」ことになっております。また、同条第2項におきまして、「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する」こととなっております。

なお、欠席されております委員の方からは、協議会宛てに委任状が提出されております。選出につきまして、いかがいたしましょうか。ご意見はございますか。

－意見なし－

○座長

特にご意見がないということであれば、事務局に一任したいと思いますが、よろしいでしょうか。

－異議なし－

○座長

異議なしということですので、事務局から案があればお願いいたします。

○事務局

会長には、前期もお願いしておりました神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所長の石川委員を、また、職務代理者である副会長には茅ヶ崎市立病院病院長の望月委員にお願いしたいと考えております。以上、事務局より提案させていただきます。

○座長

ただいま事務局から提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○座長

異議なしとの声ですので、それでは、会長には石川委員、職務代理者には望月委員とすることで決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○座長

それでは、恐れ入りますが、先ほどご挨拶をいただいたばかりではございますけれども、会長として石川会長、続きまして、職務代理者として望月委員より、順にご挨拶をお願いしたいと思います。

○石川会長

ただいま、委員の皆様方よりご承認をいただきました。会長に選任されました石川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様方のご協力をいただきまして、国民健康保険の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○望月副会長

委員の皆様方よりご承認をいただき、職務代理者に選任されました望月でございます。よろしくお願いいたします。

○座長

それでは、ただいま、会長及び職務代理者である副会長が決定いたしましたので、茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会規則第3条第1項の規定により、次の議題からは石川会長に議長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。

先ほど、事務局のほうから傍聴の希望者について申し上げましたが、いないということですのでよろしいでしょうか。



○事務局

結構です。

○議長

それでは、次第の1、議題（2）令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）の諮問について、事務局よりお願いします。

○事務局

本日の議題（2）にあります令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について、諮問書を市長に代わり部長より会長へ提出させていただきます。

○内藤福祉部長

茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会会長様

茅ヶ崎市市長 佐藤 光

令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について諮問

令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について、別紙の料率案のとおり諮問いたします。

(内藤福祉部長より石川会長へ諮問書を提出)

○議長

それでは、ただいま諮問のありました令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）について、事務局より詳細の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局より、議題（2）令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）について説明させていただきます。

ただいま、会長へ諮問書をご提出させていただきましたが、最初に本日、机上にて配布させていただきました諮問書の写しとなります、議題（2）資料1「令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について」をご覧ください。

今年度の料率につきましては、資料を1枚めくっていただきまして、別紙「令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）」についてのとおりとなっております。こちらについてご説明させていただきます。

初めに、表の左の列、「一般被保険者に係る基礎賦課額分」につきましては、1所得割。こちらは、令和3年中の所得額をもとに、100分の6.07、2均等割。こちらは、被保険者1人につき1万9,800円。(3)平等割。こちらは、1世帯につきまして2万5,400円。一般被保険者に係る基礎賦課額分の基礎賦課限度額につきましては65万円でございます。

続きまして、表の真ん中の列、「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額分」について、ご説明させていただきます。

所得割につきましては、先ほど同様、令和3年中の所得額をもとに、100分の2.53。均等割部分につきましては、被保険者1人につき7,900円。3平等割につきましては、1世帯につき1万100円。後期高齢者支援金等賦課限度額につきましては20万円となっております。

続きまして、「介護納付金賦課額分」についてご説明させていただきます。所得割は、令和3年中の所得額につきましては、100分の2.55。均等割額につきましては、被保険者1人につき9,500円。平等割は、1世帯につき8,900円。賦課限度額につきましては17万円でございます。

それでは、続きまして、事前に配布をさせていただいております資料2をご覧ください。

資料2につきましては、前年度の比較資料となっております。資料の詳細につきましては、後ほどご覧いただきまして、説明につきましては割愛させていただきますので、ご了承承願いたします。

続きまして、資料3をご覧ください。資料3のご説明をさせていただく前に、項番2につきまして、本来「令和4年度想定保険料率における所得別保険料試算」と表記するところを「令和3年度」となっております。大変申しわけございませんでした。この場で訂正をさせていただきます。

それでは、続けて説明をさせていただきます。項番2の表部分は、モデルケースとして介護納付金の負担のある4人世帯について、各所得階層ごとの保険料を、前年度、令和3年度と比較してございます。

表中の黒の網掛け部分となりますが、本市加入世帯の平均所得額159万円（給与収入238万円）の世帯の場合、年間保険料は26万8,100円となり、前年度と比較し、5,700円の増額となります。均等割、平等割、それぞれの引き上げにより、すべての所得階層にて前年度比で増額になっていることがこの表でご覧いただければと思います。

増額率は所得階層ごとに0.74%から5.04%となり、平均で1.98%の上昇率となっております。

続きまして、資料4「国民健康保険料の料率算定に係る基礎資料」につきましては、賦課方法や保険料率の算定方法、また、関係法令等を記載させていただいております。時間

の関係の都合上、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、資料5「令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料率の算定について」概要について、先ほど来の説明と重複するところもございますが、改めてご説明をさせていただきます。

法令に示された手順によりまして令和4年度の保険料率の算定を行い、項番1、令和4年度の保険料率の表に、その結果を示させていただきます。

基礎賦課部分に当たる医療給付費分につきましては、前年度比で所得割率プラス0.03、均等割額プラス1,200円、平等割額プラス1,300円となっております。

後期高齢者支援金等分については、前年度比で所得割率マイナス0.21ポイント、均等割額マイナス100円、平等割額マイナス200円となっております。これらにつきましては、被保険者全世帯に係る賦課額となっております。

また、40歳から65歳までの被保険者をお願いしている介護納付金分につきましては、前年度比で所得割率プラス0.12ポイント、均等割額プラス900円、平等割額プラス800円となっております。

続きまして、料率の算定に影響します令和4年度の国民健康保険事業を取り巻く状況などについて、ご説明いたします。項番2をご覧ください。

先ほど、保険年金課長からもご説明がありましたが、国民健康保険事業の財源については円グラフをご覧いただきたいと思います。事務費等を含む国民健康保険事業費全体の財源のうち約8割は、国や県からの支出金、交付金、繰入金などであり、保険料収入で賄われる部分につきましては約2割となっております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、項番3、令和4年度の保険料の賦課総額をご覧ください。

上段の表、令和4年度の国民健康保険事業に要する費用の支出の見込額につきましては、各項目の合計は222億9,996万2,000円でございます。下段の表、保険料を除いた収入の見込額は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分合計で165億9,478万円となります。

被保険者数は減少するものの、医療の高度化や多様化などにより、1人当たりの必要保険料は増加傾向にあるため、支出総額・賦課総額は昨年度と比較して増額となりました。

保険料賦課総額の算出、賦課総額の配分について、ご説明させていただきます。

賦課総額は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のそれぞれについて、事業に要する経費から国県支出金、繰入金等の収入を差し引き、保険料の予定収納率で割り返し、滞納繰越分として見込まれる収入額を差し引いて算出します。この賦課総額を条例で定められた賦課割合、所得割100分の55、均等割100分の25、平等割100分の20で配分します。配分後の金額につきましては、3ページの上段にお示しした表と

なっております。これらの額を4月1日時点の一般被保険者の総所得金額等、被保険者数及び世帯数で割り返し算定した保険料率を今回諮問させていただいたところでございます。

それでは、3ページ下段から4ページにつきましてご説明させていただきます。被保険者数、世帯数、所得状況についての傾向です。

今年度の特徴といたしましては、グラフでもご覧いただけるように、被保険者数、世帯数、それぞれ減少の傾向が見られます。いずれも、後期高齢者医療保険制度への移行者の増加や、平成28年10月の被用者保険の適用拡大等により、社会保険加入者が増加傾向にあることが大きな要因と考えられ、今後もこの傾向は続く見込んでおります。

なお、料率算定に用いる4月1日現在の一般被保険者数は約4万8,900人、世帯数は約3万2,100世帯となっており、被保険者数、世帯数の減少は、均等割・平等割の保険料率を押し上げる要因となっているところでございます。

総所得金額の状況につきましては、昨年度と比べますと約26億円の増加となっており、被保険者数の減少とは逆の動きをすることとなりました。令和4年度につきましては、所得の高い層が増加している傾向がございました。

総所得金額につきましては、通常、増額となれば、保険料率が下がる要因となるところでございますが、所得の高い世帯（保険料の限度額を超えるような世帯）が増加するような状況では、逆に保険料率を押し上げる要因となり、令和4年度はその傾向がございました。

以上が資料5についてのご説明となります。

続きまして、参考資料のご説明をさせていただきます。

参考資料1は、神奈川県内19市の医療分・後期分・介護分の令和4年度の見込みの料率となっております。一番右の列は、各市の料率を用い、資料3でお示ししました本市モデルケースでの試算を行ったものでございまして、医療分・後期分・介護分の合計の保険料（税）額となります。本年度の率が未定な団体を含みますが、本市は、県内19市の中で高いほうから数えて11番目程度の順位が推測されるところでございます。

続きまして、参考資料2をご覧ください。

こちらにつきましては、令和2年度までの保険料の軽減状況となります。軽減判定基準所得以下の世帯につきましては、均等割額、平等割額の保険料が、それぞれ7割・5割・2割の軽減となります。一番右側の軽減割合の列ですが、5割を超える世帯・被保険者がその対象となっていることがわかります。

続きまして、参考資料3をご説明させていただきます。

参考資料3につきましては、令和4年4月1日時点での所得段階別の世帯状況をお示しさせていただきました。全体世帯数が減少している中、所得200万円以下の世帯数の構

成比の合計は82.72%で、令和2年度と比べて0.31ポイントの減少となっております。一方、700万円を超える世帯の構成は2.58%で、令和2年度と比べて0.58ポイント、184世帯の増加となっております。先ほども少し触れましたが、全体の所得総額が増加したにもかかわらず、所得の高い世帯（保険料の限度額を超えるような世帯）が増加するような状況であることから、保険料率を上昇させる要因となっております。

参考資料についての説明は以上となります。

簡単ではございますが、以上で、議案（2）令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）についてのご説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

説明ありがとうございました。

それでは、今、事務局からあった説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

○高橋委員

医療給付費については見込額で算出されるということになってはいますが、実際に決算ベースとの乖離というのはどういう状況になっていますか。

○事務局

令和3年度の決算ベースということによろしいでしょうか。

○高橋委員

2年と3年で結構です。

○事務局

令和2年度の国民健康保険事業における保険給付費は、決算として141億6,000万円をちょっと超える程度でございました。今年度、予算として見込んでいる額は、保険給付費として155億2,000万円程度ですので、相当金額の値上がりはありまして、その分が保険料の算定に影響しているということでご理解いただければと思います。

○高橋委員

予算額155億円については、令和3年度ですか。

○事務局

予算額は4年度となります。

○高橋委員

3年度の決算。

○事務局

3年度の決算につきましては、これからになります。

○高橋委員

それでは、令和2年度の場合はどういう状況になっていますか。

○事務局

令和2年度の決算につきましては、先ほどお伝えしましたとおり、保険給付費として141億6,300万円となります。

○高橋委員

2年度の料率を算定する際のもとになった見込額は幾らなんですか。

○事務局

料率を考える際に、純粹に私どもの保険給付費がそのまま反映されるというものではなくて、神奈川県にお支払いする納付金のもとになっているものですから、給付費の金額だけで算出されるものではないんです。なので、算出の方法につきましては、改めて資料等をご提供できるかと思いますので、後日お伝えできるようにいたします。すみません。

○議長

高橋委員、よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございますでしょうか。

では、ほかにご質問、ご意見等がなければ、令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率(案)につきまして、原案のとおり答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

では、ご異議がないようですので、原案のとおり答申することに決定いたします。

続きまして、次第の2、報告事項(1)「茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する

条例について」、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○事務局

報告事項（１）茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

条例改正の内容につきましては、「国民健康保険料の減免」となります。

報告事項（１）資料１をご覧ください。国民健康保険料の減免に係る条例改正について、ご説明いたします。

本件につきましては、厚生労働省から示された財政支援の基準に基づき、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により被害を受けた者に係る国民健康保険の保険料の減免の特例措置の期間及び、新型コロナウイルス感染症により生計を主として維持する者の収入が減少した世帯について、令和３年度に引き続き、令和４年度の保険料を減免できるものとしたものです。

資料にはおつけしていないのですが、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により被害を受けた者に係る減免につきましては、令和４年４月に厚労省より通知が発出され、避難指示解除から１０年程度で特例減免措置を終了することとなりました。令和５年度以降に対象地域ごとに段階的に見直しが行われる予定となっております。

対象の世帯につきまして、令和３年度については、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により被害を受けた者に係る減免について３世帯を、新型コロナウイルス感染症による収入減少に係る減免については、４月末の時点では１６６世帯、５月末の時点では１７２世帯を減免しております。

報告事項（１）参考資料１として、新型コロナウイルスの影響による国民健康保険料の減免に係る案内チラシを同封しておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

国民健康保険料の減免に係る条例改正については、６月の市議会定例会において可決となり、条例改正後、ホームページ、広報紙での周知及び、７月に皆様にお送りする保険料の決定通知書にチラシを同封するなどして周知を行う予定となっております。

説明は以上となります。

#### ○議長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら、よろしくご説明いたします。

#### ○高橋委員

新型コロナウイルス感染症につきましては、参議院選挙後、いわゆる感染症の分類とすることで5分類になるのではないかという動きがあるそうなんですけれども、そうしますと、この条例改正について、また改正するという動きになっていくのでしょうか。

#### ○事務局

こちらの減免は、新型コロナウイルスの影響で収入が減少してしまった方のあくまで収入に対して減免をかけるものでございまして、コロナウイルスにかかれた方も、お仕事ができなくなって令和3年に比べて令和4年のほうが収入が落ち込んだということであれば、種類にかかわらず減免はさせていただく予定でございます。

#### ○事務局

5類のほうに取り扱いが変更になるという話も出てはおりますけれども、具体的にインフルエンザのように特效薬ができていない状況ではないので、そちらのほうはまだ具体的に話が出ているという状況ではございません。

ただ、今年4月に国から通知が出ておまして、コロナの減免に関しては、徐々に対象者の取り扱いが、前年度の収入に対して30%減というのが毎年繰り返しているところではあるので、前年の収入がかなり低くなっている方たちをさらに30%収入が減るといって、対象者が非常に限定されてきている状況ではございますので、徐々に対象者が絞られてきているというのは事実で、ただ、まだ終了になるというお話は、今のところはお出しませんもので、都度、国のほうから継続という話がありましたもので、今年度も実施するというところではございます。

#### ○議長

よろしいですか。ほかにもございますでしょうか。

それでは、ほかにご質疑、ご意見がなければ、次、次第2の報告事項(2)「高額療養費支給申請の全年齢簡素化について」、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは、「高額療養費支給申請の全年齢簡素化について」、事務局より説明させていただきます。

本日、席上で差し替えということで資料をお配りさせてもらっています「高額療養費支給申請の簡素化について」という紙をご覧ください。事前にお配りしている資料から修正させてもらった点としましては、「高額療養費支給申請の簡素化について」と書かれているすぐ下の文章の3行目の後段のところに、「診療月の3カ月後」と書いてあります。事



前にお配りしているのは、そこが「2カ月後」となっております。

それから、この紙の下段の括弧で括られている「診療月の3カ月後の月末に」。これも事前にお配りしている資料は「2カ月後」となっております。修正箇所は以上2カ所で、本日、差替をさせていただきました。

では、この表をもとに説明させていただきます。

高額療養費の申請方法としましては、従来は、ここに書かれているとおり、診療月の2カ月後に郵送で申請書や請求書をお送りし、申請した翌月以降に窓口や郵送で受付した結果、お金が振り込まれるという、おおむね3カ月程度の期間を要していたというものになります。

下段の「申請の省略化」につきましては、申請書の郵送、窓口に来庁、郵送等の手続、これを省略化し、おおむね診療月の3カ月後の月末に自動的に振り込みをするという内容のものになります。

この内容については、右側に書いてあるとおり、70歳以上につきましては平成31年度から開始しております。今回の改正というのは、これを全年齢に広げたというものとなっております。

補足でもう少しだけ説明させていただきますと、この内容の改正につきましては、令和3年3月17日の国民健康保険施行規則の一部を改正する省令の公布を受けまして、令和3年度中にシステム改修を行いました。その結果、令和4年度より、全年齢においても1度の申請で高額療養費の申請手続を行い、窓口での手続を不要といたしております。これにより、全被保険者のいわゆる申請に係る手続等の負担軽減となると考えております。

報告事項は以上になります。

#### ○議長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等あれば、よろしく願いいたします。

#### ○望月副会長

基本的なことでは申しわけないですが、このやり方というのは、茅ヶ崎市がこうであって、全国的にこの方法で国民健康保険はいくということなんでしょうか。

#### ○事務局

まず、方法の適用としては、全国ということになります。しかしながら、この方法を行うには、システム改修等を行わなければならない。そのため、各市町村によって、行っている市町村と行っていない市町村があります。6月13日現在、県内の各市及び寒川町を

含めた状況だと、令和4年4月から全年齢の簡素化を適用しているのは7市1町になっております。神奈川県下でも全部が行っているわけではありません。国の通知も「できる」としているだけですので、実際にやっている、やっていないは、各自治体によって違います。以上です。

○望月副会長

ありがとうございます。

○町田委員

申請の省略化のところで、1度申請し、振込先が登録されている方という記載なんですけれども、そうちょいちょいお世話になることはないと思うんですけれども、全く初めての申請の際はどのようなステップを踏むのでしょうか。

○事務局

最初は、従来どおりの申請書を送らせていただいて手続をとることになります。私どもとしても振込先の口座情報がわからないといったことがありますので、1回目、あとは、仮定の話ですが、振込先を変更するときについては、従来どおりの郵送等でまず申請書等を送らせていただいて、被保険者の方に郵送または窓口の手続をお願いすることになります。以上です。

○町田委員

基本的には、初回の場合は従来と同じと考えていいんですね。

○事務局

そのとおりです。

○鈴木委員

マイナンバーカードが普及されて、保険証の情報がカードに連携済な場合は、こういう手続は必要ですか。

○事務局

この件につきましては、いわゆるレセプトというのが私どものほうに情報で来ますので、その前段階で被保険者の確認等は行っておりますので、対象となる方についての手続は、初回の窓口でのときにはご本人確認はさせていただきますけれども、2回目以降、そうい

った手続を簡素化して、登録されている振込先に振り込むというのが今回の趣旨でありますので、その点をご理解いただければと思います。

○議長

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見、ご質問がないようでしたら、用意された議題は以上になります。

事務局より、今後の予定等、連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○事務局

本協議会は、年間3回の開催としております。次回の第2回運営協議会ですが、想定されます議題は、「令和3年度国民健康保険事業特別会計決算の概要について」などになるかと思っております。会議日程については、8月9日火曜日を提案いたします。詳細につきましては、後日、ご連絡いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○議長

ただいま、事務局から第2回運営協議会の日程が示されました。次回の日程につきましては、8月9日火曜日でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

－異議なし－

○議長

ご異議がないようですので、事務局でご調整をお願いいたします。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

－なし－

○議長

よろしいでしょうか。特になければ、これをもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございました。